

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年七月二十六日から同年十一月二十一日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三―一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六三、五〇〇平方メートル

（変更後） 八一、六〇〇平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四、九四五台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六、一二三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一、四九一台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一、六六三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一、三六六・五平方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二、三三六・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一八七立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二七九立方メートル

### 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻と閉店時刻

(変更前) 届出書のとおり

(変更後) 届出書のとおり

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 届出書のとおり

(変更後) 届出書のとおり

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 七箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 出入口の数 十一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 届出書のとおり

(変更後) 届出書のとおり

### 三 変更年月日

令和七年三月一日

### 四 届出年月日

令和六年六月二十八日

### 五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

### 六 縦覧期間

令和六年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を定め

る条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで